

くまがや Kumagaya

平成18年
2006

10 第13号



恩田のささら獅子舞

8月27日、諏訪神社(下恩田)で、江戸時代後期より伝わる「恩田のささら獅子舞」の奉納が行われました。

主な内容

- P2 食欲の秋、収穫の秋がやってきました
- 4 火災から大切な命を守るために
- 6 国民健康保険と老人保健が変わります
- 7 市政ワイド 国民保護に関する計画原案への意見募集ほか
- 10 市政情報 民間学童クラブの入所受付ほか
- 16 くらしの情報 催し・講習・募集・試験・スポーツ・相談
- P21 いきいき元気みんなの健康
- 24 文化施設情報
- 28 くまがやフォトニュース
・市報クイズ **NEW**
- 30 くまがや東西南北
- 32 夢追い人・フレッシュクッキング

熊谷の農産物のいろいろ



熊谷産の美味しいお米

①おいしい新米の季節です。熊谷産「お米」

熊谷市では主に「キヌヒカリ」「コシヒカリ」が作られています。ちょうど今月は収穫時期で、農家は稲刈りで大忙しです。これからの季節、直売所店頭には熊谷産の新米が並びますが、新米を上手に炊くには、精米したてのお米を使って、炊飯器の目盛りより少し少なめに水を入れて炊きます。

県内でも有数な産地・熊谷産の美味しいお米をぜひご利用ください。



栄養たっぷりのヤマトイモ

②海外でも人気の兆し。ヘルシー野菜「ヤマトイモ」

熊谷市は県内でも有数なヤマトイモの生産地となっています。収穫は10月中旬以降ですが、冷蔵貯蔵され周年出荷されています。

ヤマトイモは、良質のたんぱく質とミネラルを豊富に含み、消化促進・滋養強壮に効果のあるヘルシー野菜です。最近では海外でPRされ、健康志向の高まりと共に海外でも知られてきています。

調理方法は、すり下ろし、揚げもの、焼きもの等様々です。



ベータカロテン豊富なニンジン

③紫外線から肌を守る「ニンジン」

熊谷産ニンジンが直売所の店頭で並ぶ季節となりました。熊谷市は県内でも有数なニンジンの生産地で、主な収穫時期は4～6月、10～12月です。

ニンジンに含まれる代表的な栄養素といえば「ベータカロテン」です。ベータカロテンは紫外線から肌を守る効果があると言われていて、茹でて食べると一段と吸収されやすくなるようです。



良質な熊谷産ネギ

④良質な熊谷産「ネギ」

熊谷産ネギの多くは、妻沼地区で生産され、基本的に6～3月で栽培されています。

白く長くやわらかく、他の有名な産地にも負けない良質なネギです。これからの季節、鍋料理には欠かせないネギですが、ぜひ高品質な熊谷産ネギを使ってください。

熊谷市の地産地消の推進

熊谷市は米麦二毛作地帯として県内でも有数な地域ですが、野菜生産や畜産も盛んに行われ、農産物が豊富に生産されています。

地元の農産物を、地元で消費することを「地産地消」といいます。市では地元農産物消費拡大と地域活性化を図るため地産地消を推進しています。

地元農産物は、新鮮で安価で栄養価が高いと言われていて、熊谷市には、市内農家が一生懸命に作ったおいしい農産物が豊富にありますので、ぜひ熊谷産農産物をご利用ください。

熊谷ブランドの安心安全な野菜の目印「めぬま堆肥くん」シール

熊谷市有機センターの良質な有機堆肥「めぬま堆肥くん」を使用して栽培した野菜には「めぬま堆肥くんシール」が添付されています。

これらの野菜は10月から道の駅めぬま物産センターで販売されています。



めぬま堆肥くんシール



『ミニQ』丸ごと使って漬物やサラダに



かわいい「ミニくま」がいっぱい

地粉を使った香り豊かなうどんをうどん県熊谷市には「麦王(麦翁)と呼ばれた権田愛三(1850～1928年)」という偉人がいました。愛三は、「二毛作」や「麦踏み」を全国に広め、小麦の生産増加に貢献しました。

現在、熊谷市は関東でも有名な小麦の大産地となり、県内の生産量では第一位を誇っています。小麦の主な品種は「農林61号」「あやひかり」で、主にうどんなど麺類に利用されています。

市地産地消推進協議会では、地元小麦の消費拡大・地域活性化を図るため、熊谷産地粉を使つたうどんの店のマップを作成し配布を始めました。配布場所は農業振興課(市役所7階)です。また、市ホームページでもマップ(PDF形式)を掲載しています。

食欲の秋に、マップを手に入れて、色々な熊谷のうどんを楽しんでみてはいかがでしょうか。

地産地消推進協議会事務局(農業振興課内) 圏内線442

食欲の秋、収穫の秋がやってきました。

熊谷では、新鮮でおいしい農産物がたくさん作られています。食欲の秋は、熊谷産の農産物をいっぱい食べてください。

今年も話題と人気の「ミニくま」販売が始まります。さらなる品質向上とイメージアップを目標として、地元農家・JA・熊谷青果市場・市内販売店舗・行政が一体となって取り組んでいます。

ミニ野菜「ミニくま」の特徴は、「新鮮で使いきり」地元産なので「新鮮」、普通サイズより「使いやすい」、そしてカット野菜より「鮮度長持ち」が「ミニくま」の特徴です。

今年「ミニくま」は全6種類、キュウリ、チンゲンサイ、ダイコン、ハクサイ、カリフラワー、キャベツの全6種類になりました。販売期間は10月中旬から12月下旬までの予定です。

熊谷市ミニ野菜「ミニくま」の季節がやってきました

です。販売店舗は、JAくまがやふれあいセンター(箱田・久保島、八木橋直売所、市肉ベルク(二部)を予定しています。ぜひ、今年「ミニくま」にご期待ください。

熊谷市のミニ野菜



火災から大切な命を守るために

熊谷地区消防本部予防課
 0522-9991
 ホームページ <http://www.kumagaya119.jp/>

全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

設置義務

消防法および熊谷地区消防組合火災予防条例の改正に伴い、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

新築住宅 6月1日から適用されています。

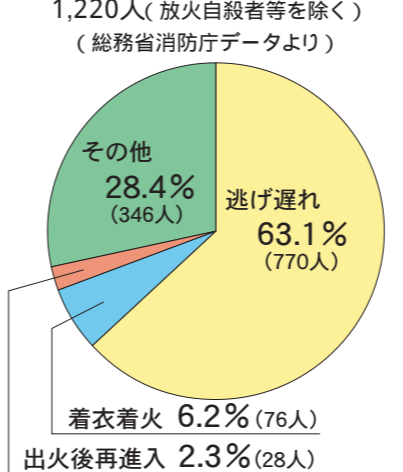
既存住宅 平成20年5月31日までに設置が必要となります。

なぜ義務化されるの？

住宅火災による死者数(放火自殺者等を除く)は近年急増しています。平成15年には1,000人を超えており、平成17年の同死者数は、1,220人と、データのある昭和54年以降で最多となっています。

住宅火災による死者の半数以上が、逃げ遅れによるものです。住宅用火災警報器は、火災の熱や煙を感じ、警報音などでいち早く火災の発生を知らせます。住宅火災100件あたりの死者数と比較すると、住宅用火災警報器を設置することにより死者数が3分の1以下に減少したという統計結果もあり、大変有効です。

平成17年 住宅火災による死者数 1,220人(放火自殺者等を除く)
 (総務省消防庁データより)



どこで買えるの？

ホームセンター、電気店、防災設備取扱店などで、メーカーや種類により価格は異なりますが、電池式のもので1個当たり3,000円から10,000円くらいで購入できます。

なお、「日本消防検定協会」の鑑定マーク(NSマーク)が付いているものを推奨します。

※住宅防火対策推進協議会のホームページには、住宅用火災警報器等の取扱店リストが掲載されています。
<http://www.jubo.go.jp/>

悪質な訪問販売等に注意

設置の義務化に伴い、悪質な訪問販売などが予想されます。消防職員のような服装で訪れたり、商品を不当な価格で、強引に販売したりする悪質業者には十分ご注意ください。消防署や市役所が特定の業者のあっせんや販売の依頼をすることはありません。

また、取付けは自分で簡単に出来るものが多く、点検も普段から自分で

だましのテクニクに気を付けましょう

- ① 消防職員、市職員等を装う。
- ② 恐怖心をあおる、おどす。
- ③ 特別価格を強調する。
- ④ 考える時間を与えない。



住宅用火災警報器の設置状況

どこに設置するの？

寝室(就寝のために使用する部屋)と、2階建てで2階に寝室がある場合は、階段最上部の天井または壁面に設置します。詳しくは、熊谷地区消防本部へお問い合わせいただくか、消防本部のホームページをご覧ください。

住宅用火災警報器設置例

2階建て

- ▼寝室：1階のみの場合
- ▼寝室：2階のみの場合
- ▼寝室：1階・2階の場合

3階建て

- ▼寝室：1階のみの場合
- ▼寝室：2階のみの場合
- ▼寝室：3階のみの場合
- ▼寝室：1階・2階の場合
- ▼寝室：1階・3階の場合
- ▼寝室：2階・3階の場合
- ▼寝室：1階・2階・3階の場合

必ず設置

- ①寝室 普段の就寝に使われる部屋に設置します。子ども部屋や老人の居室なども、就寝に使われている場合は対象となります。
- ②階段 寝室がある階の階段に設置します(1)。

条件により設置

- ③階段 寝室がある階から、2つ下の階の階段に設置します(屋外階段を除く)。
- ④階段 寝室が1階のみにある場合は、居室のある最上階の階段に設置します。

1 1階の階段および屋外に設置された階段は設置不要。
 2 その階段の上階に警報器が設置されている場合は設置不要。

廊下 警報器を設置する必要がなかった階でも、寝室を除く居室(床面積が7㎡以上)が5部屋以上ある場合は、廊下部分に警報器の設置が必要となります。

全国一斉 秋季火災予防運動

11月9日(木)から11月15日(水)まで全国一斉に秋季火災予防運動が実施されます。

火災予防運動の重点目標

- ① 消防法改正を踏まえた住宅防火対策の推進
- ② 放火・連続放火・連続放火・連続放火予防対策の推進
- ③ 消火器の適切な維持管理の推進

住宅防火のいのちを守る 3つの習慣

- ① 寝たばこは、絶対やめる。
- ② ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ③ ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- ① 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ② 寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。
- ③ 火災を小さいうちに消すために、住宅用火災警報器等を設置する。
- ④ お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

火の取扱いには十分注意しましょう。

自衛消防隊初期消火訓練指導会

火災予防運動を前に多数の事業所が参加し、自衛消防隊による初期消火訓練の成果を披露します。

ぜひお出掛けください。今年も、会場を変更し実施します。

10月12日(木)
 10時～15時
 熊谷スポーツ文化公園にぎわい広場

医療費の自己負担割合と自己負担限度額など 国民健康保険と老人保健が変わります

急速な少子高齢化の進展の中で、現在の国民皆保険制度を維持し、持続可能なものにするため、医療保険制度の改正が行われ、10月1日から自己負担割合・自己負担限度額等が変わります。

70歳以上の人または老人保健の受給者

「現役並み所得者」の自己負担割合が変わります。(1割負担の方は変更ありません)

平成18年9月30日まで 2割負担

平成18年10月1日から 3割負担

※「現役並み所得者」とは...同一世帯に市民税の課税所得が145万円以上の70歳以上の方、または老人保健受給者がいる方。ただし、70歳以上の方、または老人保健受給者の平成17年の収入合計額が520万円(2人以上の場合、1人の場合は383万円)未満の場合は、申請により1割負担になります。

高額療養費(老人保健の人は高額医療費)の自己負担限度額が変わります。

1か月の保険診療分の自己負担額が限度額を超えた場合、超過分を払い戻します(該当する方には、約3か月後に通知します)。

自己負担限度額(月額)

(食事・差額ベット代等保険外診療は含まれません。)

	外 来 (個人単位)	外 来 + 入院 (世帯単位)	入院時の食事 標準負担額(1食)
現役並み所得者	44,400円	80,100円 + 医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算 ※4回目以降は44,400円(過去12か月間)	260円
一 般	12,000円	44,400円	
市民税 非課税世帯 ※	区分Ⅱ (注1) 8,000円	24,600円	90日超 210円
			90日超 160円
	区分Ⅰ (注2)	15,000円	100円

市民税非課税世帯の方が減額を受けるためには、「減額認定証」が必要です。保険年金課・各行政センター市民環境課で申請してください。

(注1) 同一世帯の世帯主および国保被保険者(老人保健の方は世帯全員)が市民税非課税の世帯

(注2) 同一世帯の世帯主および国保被保険者(老人保健の方は世帯全員)が市民税非課税で、所得が0円となる世帯(年金の控除額は80万円と計算)

現役並み所得者には経過措置があります。

公的年金等控除の縮減および老年者控除の廃止に伴い、

①課税所得が145万円以上213万円未満の場合、または
②課税所得が213万円以上で収入合計額が520万円以上621万円(1人の場合は383万円以上484万円)に満たない場合は、申請により高額療養費の自己負担限度額が「現役並み所得者」ではなく「一般」の限度額に抑えられます。該当すると、受給者証に『自己負担限度額「一般」適用』と記載されます。

療養病床に入院する場合の食費・居住費の自己負担額が変わります。

平成18年9月30日まで
食材料費相当を負担 24,000円

平成18年10月1日から
食費42,000円 + 居住費10,000円

市民税非課税世帯は軽減されます。また、人工呼吸器、難病等の患者は食材料費相当のみの負担となります。

70歳未満の人

高額療養費の自己負担限度額が変わります。

1か月の保険診療分の自己負担額が限度額を超えた場合、超過分を払い戻します(該当する方には、約3か月後に通知します)。

自己負担限度額(月額)

(食事・差額ベット代等保険外診療は含まれません。)

	3回目まで	4回目以降 (過去12か月間)	入院時の食事 標準負担額(1食)
上位所得者 基礎控除後の所得が500,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算	150,000円 + 医療費が500,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算	83,400円	260円
一 般	80,100円 + 医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算	44,400円	
市民税非課税世帯 ※	35,400円	24,600円	90日超 210円 90日超 160円

市民税非課税世帯の方が減額を受けるためには、「減額認定証」が必要です。保険年金課・各行政センター市民環境課で申請してください。

人工透析を要する上位所得者の自己負担限度額

慢性腎不全で人工透析を要する上位所得者については、自己負担限度額が1万円から2万円に引き上げられます。

出産育児一時金・葬祭費も変わります

出産育児一時金(10月1日以後の出産)が30万円から35万円に変わります。

葬祭費(10月1日以後の死亡)が7万円から5万円に変わります。

「1に運動、2に食事、しっかり禁煙、最後に薬」

増え続ける医療費を「誰がどのように負担するのか」が課題となっています。自分のためにも、みんなのためにも、健康な生活を心がけましょう。

保険年金課 ☎内線279